

2018年7月27日

株式会社プロレド・パートナーズ

代表取締役 佐谷 進

問合せ先： 管理本部 03-6435-6581

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

持続的な成長のためには、経営の効率化を図るとともに、健全で透明な経営体制を構築する必要があると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実が当社における重要な経営課題と位置付けております。法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、当社内の各部門が諸規程に準拠して業務を遂行することによって、リスク対策を実施しております。あわせて経営環境の変化に対応した迅速な経営の意思決定及び経営の健全性向上を図ることによって、株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、すべて実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 SHINK インベストメント	1,200,000	60.0%
佐谷 進	450,000	22.5%
株式会社カプセルコーポレーション	180,000	9.0%
山本 卓司	170,000	8.5%

支配株主名	佐谷 進
-------	------

親会社名	なし
------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	10月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、今後支配株主との間で取引を行うことを予定しておりませんが、取引を検討する場合は、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安藤 一郎	他の会社の出身者								○			
若杉 忠弘	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤 一郎	○	当社の取引先である株式会社江戸一の業務執行者であります。 2017年10月期にコンサルティング契約を締結し、現在も取引中 であります。なお、取引条件は他 社との取引条件を鑑み決定してい ることから、一般株主との間に利 益相反が生じるおそれはないと考 えております。	組織経営に関する相当程度の知 見を有し、その専門的知識や経験を 当社の組織経営に活かして頂くた め選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じ る恐れがない事等の独立役員の構 成要件を鑑み、当社独立役員として 指定しております。
若杉 忠弘	○	－	コンサルティングビジネス及び 教育に関する相当程度の知見を有 し、その専門的知識や経験を当社の 組織経営に活かして頂くため選任 しております。

			なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査担当者は、効果的かつ効率的な監査のため、定期的にコミュニケーションを図っております。
具体的には、監査役と内部監査担当者で監査計画や監査の実施状況、その他監査上必要と思われる事項について、情報・意見交換をしております。また、監査役と会計監査人との会議には内部監査担当者も同席し、相互間で情報・意見交換を行い、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細田 和典	他の会社の出身者													
渡辺 喜宏	他の会社の出身者													
大 毅	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細田 和典	○	—	コンサルティングビジネス及びコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有し、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かして頂くため選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。
渡辺 喜宏	○	—	財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かして頂くため選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。
大 毅	○	—	弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識や経験を当社の監査体制に

			活かして頂くため選任しております。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがない事等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
その他独立役員に関する事項 当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定する方針であります。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績及び企業価値の増大への貢献意欲を一層高めることを目的にストックオプション制度を導入しております。付与数については、在籍期間や業績への貢献度、将来の期待を総合的に勘案した上で決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,社外監査役,従業員,その他
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績及び企業価値の増大への貢献意欲を一層高めることを目的に、役員・従業員・その他へのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額又はその算定方法の決定方針は定めておりませんが、株主総会で定められた報酬限度額内において、取締役会に一任し、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは管理本部が行っております。

十分な検討時間を設けることにより取締役会にて活発な議論が行われるよう、取締役会に付議される議案については、事前に送付しております。加えて、必要に応じて議案内容を説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は必要な場合に迅速な意思決定ができるよう、月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

2. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、適宜発言しております。監査役は、毎期監査計画を立案し、監査計画に基づく監査を行うとともに、毎月1回監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に意見交換を行うことにより、監査に必要な情報の共有を図っております。

3. 内部監査

当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役より任命された内部監査担当者2名が内部監査を実施しております。内部監査担当者は自己監査とならないよう自己が所属する部署以外の監査を行っております。

4. 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、事業内容や事業規模を勘案し、監査役会制度を採用しております。現行の体制は、迅速な意思決定と業務執行による経営の効率性、適正な監督及び監視を可能とする経営体制が効果的に機能していると判断しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期が10月であるため、集中日と異なる日に定時株主総会を開催できると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ内にIRサイトを設置し、開示期間、沈黙期間について公表する予定であります。情報を速やかに発信できる体制を構築し、積極的な開示を実施してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の個人投資家向け説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年2回のアナリスト・機関投資家向け説明会の開催を検討しております。また、主要な機関投資家への訪問も検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	
IR資料をホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトを設置し、決算短信、適時開示資料、説明会資料、有価証券報告書並びに四半期報告書等を掲載する予定であります。	

IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部に担当者を設置し、対応してまいります。
-------------------	-------------------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスを法令順守のみならず、社会規範や企業倫理を守り、人として会社として正しい行動を取ることを意味するものと定義し、役職員が取るべき行動基準を「コンプライアンス規程」に定めることで明確にし、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様へ、経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供し、適正に評価いただくことを目的に整備を進めております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第 362 条第 4 項 6 号及び会社施行規則第 100 条に基づき、取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用をしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、役員及び従業員が法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内規程を整備するとともに、周知のために社内研修を実施し、社内規程に則した業務遂行の徹底に努めてまいります。
- (2) 当社は、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、全ての役員及び従業員に対して法令遵守を義務付けます。
- (3) 当社の役員又は従業員が当社内において法令又は定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、管理本部長又は顧問法律事務所に通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。
- (4) 代表取締役によって指名された内部監査担当者は、当社各部門を監査して法令及び定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を代表取締役へ報告いたします。
- (5) 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務に関する規程の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行います。また、每期これらの状況を評価し、不備の

有無を確認し必要な改善を図ってまいります。

- (6) 当社は反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに抵抗いたします。全ての役員及び従業員は、当社の定める反社会的勢力対応規程や細則に基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書等の記録文書（電磁的記録を含む）、その他重要な情報の保存は、法令及び「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるようにいたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の事業を取り巻く損失の危険（リスク）の把握と対応のために「リスク管理規程」を整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。
- (2) 各部門においては日常的に自部門に係るリスクの把握に努め、当該リスク情報は隔週で開催するマネージャー会議での報告を通じて社内でも共有を図り、必要な対応を講じます。重要なリスクについては取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策及び再発防止策を実行いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、事業運営上の重要な事案について迅速に意思決定を行います。
- (2) 業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的な業務執行を行います。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たれるよう配置いたします。

6. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて監査役の同意を要するものとします。
- (2) 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査役からの指示のみに服するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由と

して不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査役へ報告することとしております。
- (2) これらの報告をした者に対し、監査役への報告を理由として不利益な処遇をすることは一切行いません。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対して必要な意見を述べるほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
- (2) 監査役会には、法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保いたします。
- (3) 当社各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査担当者からの報告受領、また、監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い、監査の実効性を確保します。
- (4) 監査役が職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払い又は精算等により当社に請求した際には、当該請求が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれを処理するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応することを方針としております。全ての役員及び従業員は、当社の定める反社会的勢力対応規程や細則に基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。

社内体制としては、反社会的勢力に対する業務を所管する部署は管理本部とし、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対応細則」を整備しております。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は次のとおりです。

1. 新規取引先

信用調査会社の保有する反社会的勢力に特化した公知情報からなるデータベースを利用して調査することを基本とし、当該新規取引先、その代表者を対象としております。

2. 既存取引先

年1回の頻度で信用調査会社の保有するデータベースを利用して取引先の再調査をしております。

3. 株主

第三者割当の場合には、割当先について事前に信用調査会社の保有するデータベースを利用して調査しております。また、上場後においても大株主を確認対象とする方針です。

4. 役員

従業員を取締役候補者又は監査役候補者とする場合、社外から招聘する場合には、信用調査会社の

保有するデータベースを利用して調査しております。

5. 従業員

従業員の採用に際して新卒・中途採用いずれの場合も、信用調査会社の保有するデータベースを利用して調査しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

なし

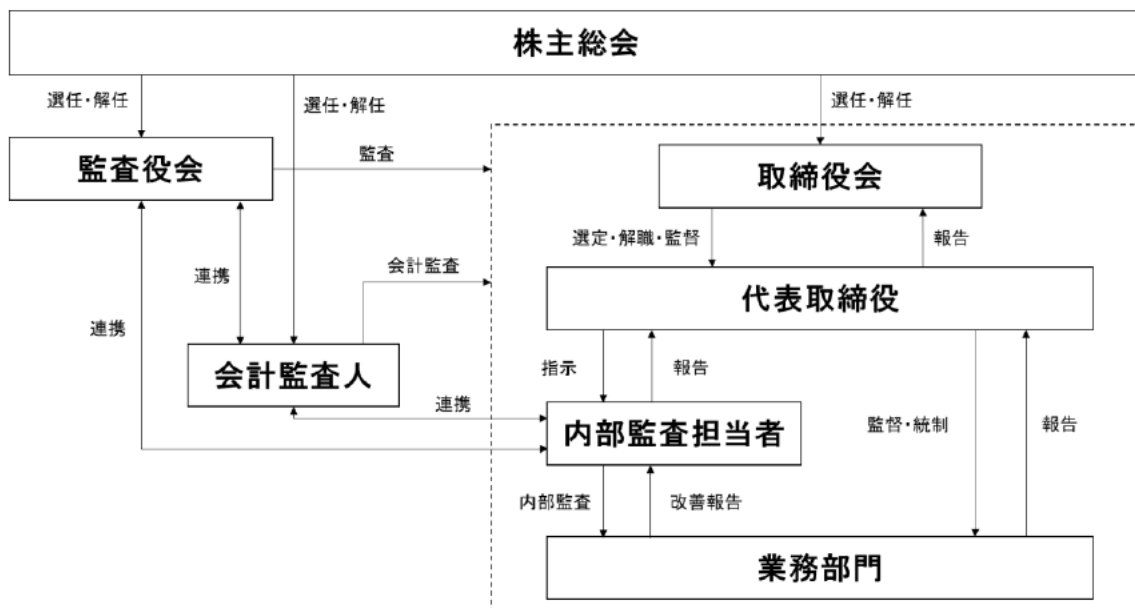
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

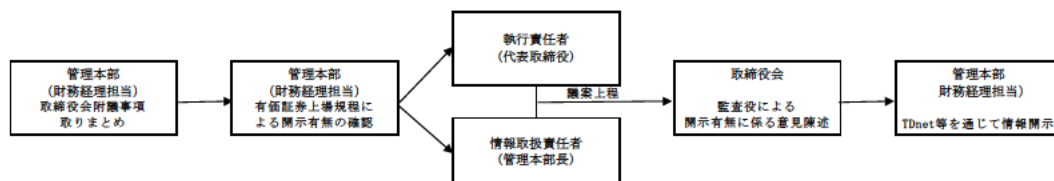
—

【模式図(参考資料)】

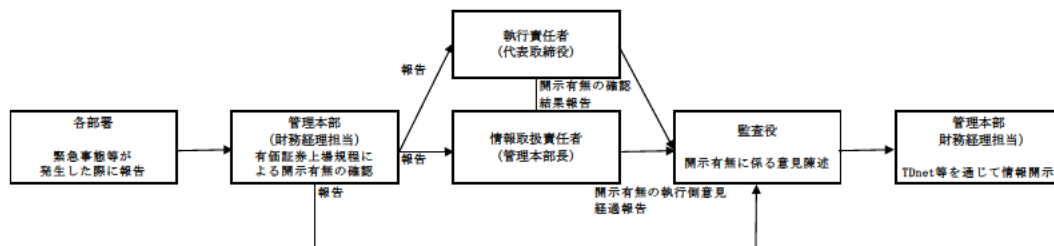


【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報>



<当社に係る発生事実に関する情報>



以上